

# ビルマ軍事政権に都合の良い憲法を承認させる国民投票と 2010年に実施予定の国民総選挙反対署名

高村 正彦外務大臣 殿

反対理由は以下の通りです。

1. 憲法草案が公表されていない
2. 憲法の基本方針が、軍の支配継続を保証している
3. 国民投票に反対したり、実施を妨害したりすると投獄される
4. 国民投票で僧侶ら宗教関係者、有罪判決者(政治囚含む)の投票が禁止されている

またこの憲法が制定されたら。

1. 軍の主導的役割が維持される仕組みになる。
2. 両院議員の25%を軍が任命することとなる。
3. 正副大統領3人のうち1人を軍が任命することとなる。
4. 正副大統領は本人や家族が外国の影響下でない者とされる。(スーチーさんは立候補出来ない)

|    | 氏 名 | 住 所 |
|----|-----|-----|
| 1  |     |     |
| 2  |     |     |
| 3  |     |     |
| 4  |     |     |
| 5  |     |     |
| 6  |     |     |
| 7  |     |     |
| 8  |     |     |
| 9  |     |     |
| 10 |     |     |
| 11 |     |     |
| 12 |     |     |
| 13 |     |     |
| 14 |     |     |
| 15 |     |     |